

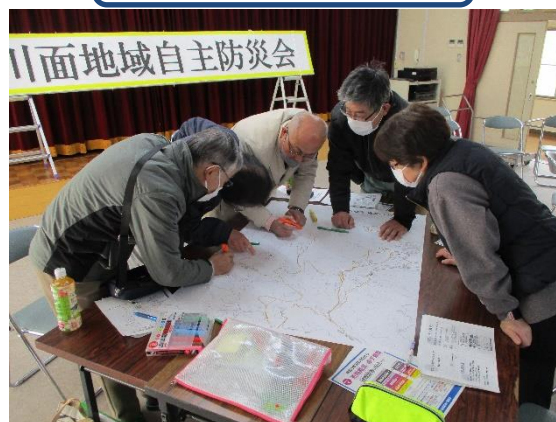
自主防災組織 設立・活動マニュアル

津川地域自主防災会



【パーティション組立訓練】

川面地域自主防災会



【図上避難訓練】

高倉地域自主防災会



【資機材確認・使用訓練】

谷尻大原自主防災会



【研修会（防災マップ説明）】

高 梁 市

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、巨大地震と大津波により死者15,000人以上を数えるなど多くの尊い命を奪いました。こうした中、地域の防災活動を担う「自主防災組織」による防災訓練など日ごろの取り組みが実るかたちとして、津波による甚大な被害を受けた地域の人たちが助かったケースが報じられています。

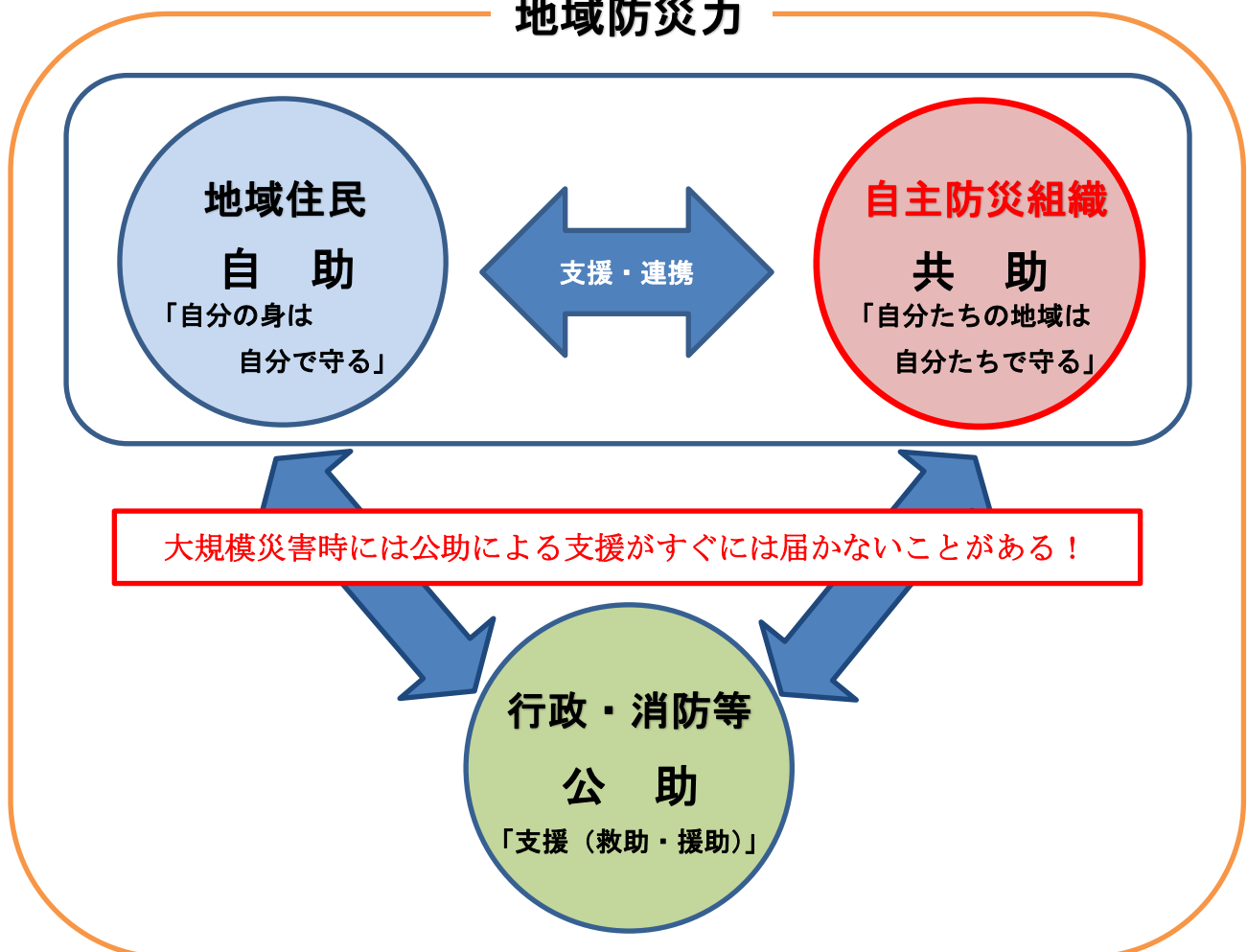
本市では平成30年7月豪雨災害が発生し、市全域で大規模な災害となり、道路もいたるところで寸断され、被災箇所に出向けないなど行政による支援、いわゆる「公助」に限界があることが明白となり、「公助」による支援が届かない中では、地域での「自助」「共助」による支援・連携が必要であり、地域の防災力強化のためには自主防災組織の育成が課題として明確になりました。

本市では、「自主防災組織活動促進事業補助金交付要綱」を制定し、平成27年より自主防災組織の設立促進や活動支援を行ってきましたが、設立はまだ一部の地域に限られています。

令和元年11月に「高梁市地域防災力向上委員会」を設置し、令和2年より「自主防災組織の設立支援等モデル地区事業」として、3地区のモデル地区を選定し、設立支援・活動支援を行ってきました。その経過も踏まえ本マニュアルを作成しています。また、市内ですでに活動されている自主防災組織の方々にもアンケートを実施し、その内容も掲載しました。

東日本大震災や平成30年7月豪雨災害の教訓を生かすためにも、地域住民の防災意識の確立と、自主防災組織の設立及び活動のレベルアップを図りましょう。

地域防災力



1. 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に設立する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。

設立団体の声【設立のきっかけ】

- 実際に地域で災害が発生した時に、地域の防災組織や防災活動の必要性を感じた。
- 他の地域で災害が発生し、自分の地域も例外ではないと思い、地域で災害に備えるために何か取り組もうとなった。
- 地域内に自力で避難できない方が増えており、地域の協力体制が必要となった。
- 地域で防災に関する資機材が必要となり、市の補助金を活用するため。

自主防災組織の取り組みが災害時に役に立った事例等

- 日々の住民交流会で炊き出し等を経験していたので、避難所運営もその延長線上での活動であったためとてもスムーズに行えた。
- 町内会独自で民間企業と災害時相互協定を締結していて、内容は「災害が起きたらできるだけ支援・協力を行う」このたった1項目のみ。頼れるところがあるということは、大変心強い。
- 日ごろからの活動の成果もあり「少なくとも72時間は行政に頼らない」という目標が達成できた自負がある。
- 夜間に電気を使わず訓練をする。発電機と投光器の使用のみの限られた条件の中で、安否確認、炊き出し、消火活動、救助・担架搬送訓練等を行う。災害時に近い環境を体験することが大切。
- 黄色い旗を利用した安否確認方法。8割の住民がこの方法で無事を知らせ、安否確認の担当者は残りの家を回るだけでよかった。当日不在にしていた住民からも自主防災組織へ住民側から無事を伝える連絡がくるなど地域住民の意識も高くなっている。
- 書類上では役割を決めているが、災害はいつ起きるかわからないので、起きたその時にその役割の人がいないとことが進まないではダメなので、現実的に使える組織にしようという考えのもと住人のだれが何に長けているのかの把握に努めるようにしている。



【東日本大震災における自主防災組織の活動事例集】より：消防庁国民保護・防災部防災課

2. 自主防災組織のつくり方

自主防災組織は、地域において「共助」の中核をなす組織であるため、地域で生活環境を共有している住民等により、地域が主体的に設立・活動することとされており、自主防災組織を作る方法は、大きく分けて次の2つの方法があります。

(1) すでにある組織を利用する

コミュニティ組織や町内会といった、すでに地域内でさまざまな活動を行っている組織に、防災活動を組み入れていく。

1) すでにある組織と兼務させる（会長などの役員も兼務）

例：〇〇コミュニティ協議会 兼 〇〇地域自主防災会
△△町内会 兼 △△自主防災会

2) 組織内に防災組織をつくる

例：□□コミュニティ協議会の内部組織として、□□自主防災会を設立

(2) 全く新しい組織を立ち上げる

地域が隣接し、災害リスクなどが同じ地域住民が、同じ活動目標に向かって防災活動を行っていく。

1) 隣同士の町内会が共同でつくる

例：●●上町内会＋●●下町内会 → ●●自主防災会

2) いくつかの町内会が共同でつくる

（一緒に地域活動を行っている、避難する場所が同じ など）

例：●●町内会＋▲▲町内会＋■ ■町内会 → ★★地域自主防災会

ポイント

市内の自主防災組織の多くは、すでにある組織を利用して設立されています。町内会やまちづくり協議会などの顔が見える単位で設立することで、これまでの地域の活動や繋がりを活かすことができ、役員の負担を軽減できます。

設立団体の声【設立する際に工夫した点】

- 多くの地域団体の関係者に参加してもらうため、すでに多くの地域団体が参加している組織をそのまま自主防災組織とした。
- 災害の経験が今までになく、災害が起こらないと考えている人も多くいたが、防災意識の高い方を中心に、設立の意思を地域住民に示して、自主防災組織の必要性を地域住民に理解してもらうよう説明を行い、地域住民を引っ張った。
- 防災に関心のない方が多いため、設立するための会議に、町内会役員、班長、月当番などなるべく多くの方に参加いただき、理解していただいた。

設立の流れ

令和5年8月に自主防災組織設立未済

町内会長さんあてに送付したチラシ↓

1 地域で自主防災組織の役割等を学ぶ

自主防災組織の必要性を理解していただくため、町内の集まりや、役員会等へ説明や防災講話に行かせていただきます。防災復興推進課までご相談ください。

災害対策は地域みんなで！ 自主防災組織をつくろう

全国各地で豪雨や地震が多発しており、今後も局地的な集中豪雨などによる災害が心配されます。また、甚大な被害をもたらすおそれのある南海トラフ巨大地震は、いつ、どんな時に発生するかわかりません。災害が発生したとき、交通網の寸断、同時多発する火災や水害などにより、市役所・消防・警察などの行政機関が十分に対応できない場合があります。そんなとき力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。自主防災組織とは、地域の人が自発的に防災活動を行う組織です。「自分たちの地域は自分たちで守る」という構えで、町内会等で自主防災組織を設立し、災害に強い地域づくりを目指しましょう。



～自主防災活動とは～



～自主防災組織の補助金制度～

高梁市では、自主防災組織の活動を支援するため、防災訓練に係る費用や防災用資機材整備費用など様々な補助金制度を設けています。詳しくは、防災復興推進課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 高梁市防災復興推進課 ☎0866(2)10246



2 地域で自主防災組織の活動目標や活動内容等を話し合う

3 自主防災組織の会則（運営のルール）を話し合い、作成

会則のひな型もいくつかのパターン（P.5など）で用意があります。ご利用ください。

4 市へ設置届、会則、会員名簿を提出

設立団体の声【設立する際に工夫した点】

- ・リーダーとして活動してくれる人が少ないため、すでにある地域団体（民生委員、消防団、婦人会、老人会、町内会など）からそれぞれ数名の役員を選定した。
- ・できるだけ多くの地域住民に防災意識を持ってもらうために、地域内の各地区に災害時連絡担当者（任期2年）を設置した。
- ・設立するとなると何か負担が発生すると思われる方も多いため、負担の少ないかたちになるように、高い目標を掲げなかった。（全員参加を求めない。）

ポイント

多くの地域住民が参加・協力・連携できれば、自主防災組織設立の効果が大きくなります。地域住民の防災意識の差は必ずあるので、防災に関心のない方の意見も聞き、できるだけ多くの地域住民が参加できる組織にすることが重要になります。

自主防災組織は設立後の活動が重要になりますので、設立前に活動目標や活動内容を地域住民でよく話し合うことが必要になります。

会則の一例

〇〇町内自主防災会会則

隣保協同の精神とは、「となり近所の人々が役割分担をしながら、力と心を合わせて助け合う」ことです。

(名称)

第1条 この会は、〇〇町内自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、〇〇町内の住民の生命と財産の保護のために、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(会員)

第4条 本会は、〇〇町内会の世帯をもって構成する。

(事業)

第5条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及

(2) 災害に対する予防

(3) 災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、消火、救出・救護、給食・給水などの応急対策

(4) 前号に関する訓練

(5) 資機材などの整備

(6) その他本会の目的を達するために必要な事項

(活動時の責任)

第6条 前条に定める事業での活動は、活動者本人の責任で安全を確保するものとする。

2 活動時に被った本人災害の責任は、すべて本人に帰属し、本会は一切の責任を負わない。

(組織)

第7条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理事 若干名

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(総会及び役員会)

第8条 総会は、年1回開催する。

2 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し業務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その業務を代行する。

(3) 理事は、会務の運営にあたる。

(経費)

第10条 本会の運営に要する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第11条 この会則に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

付 則

この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

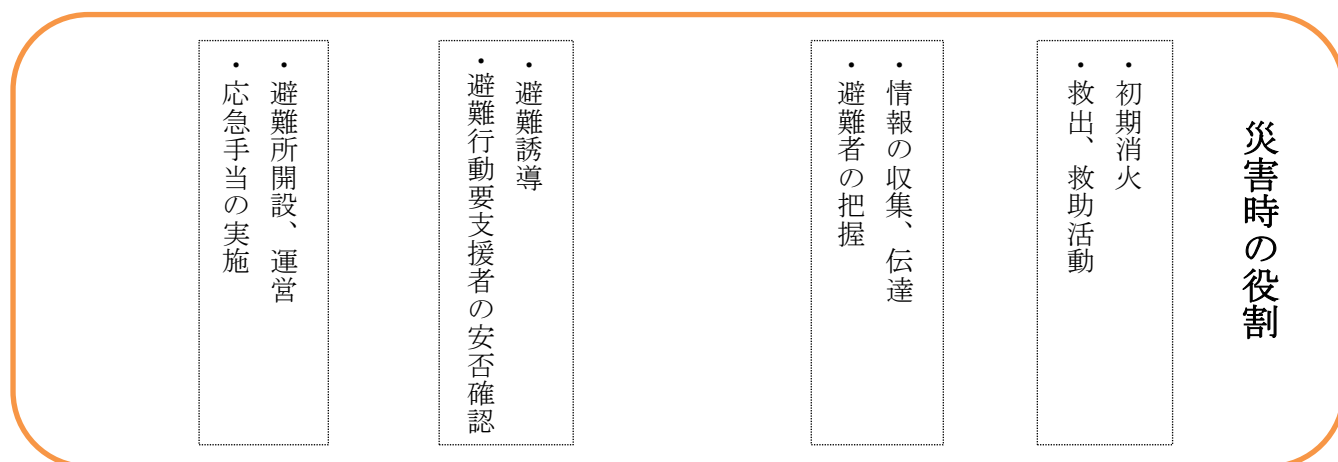
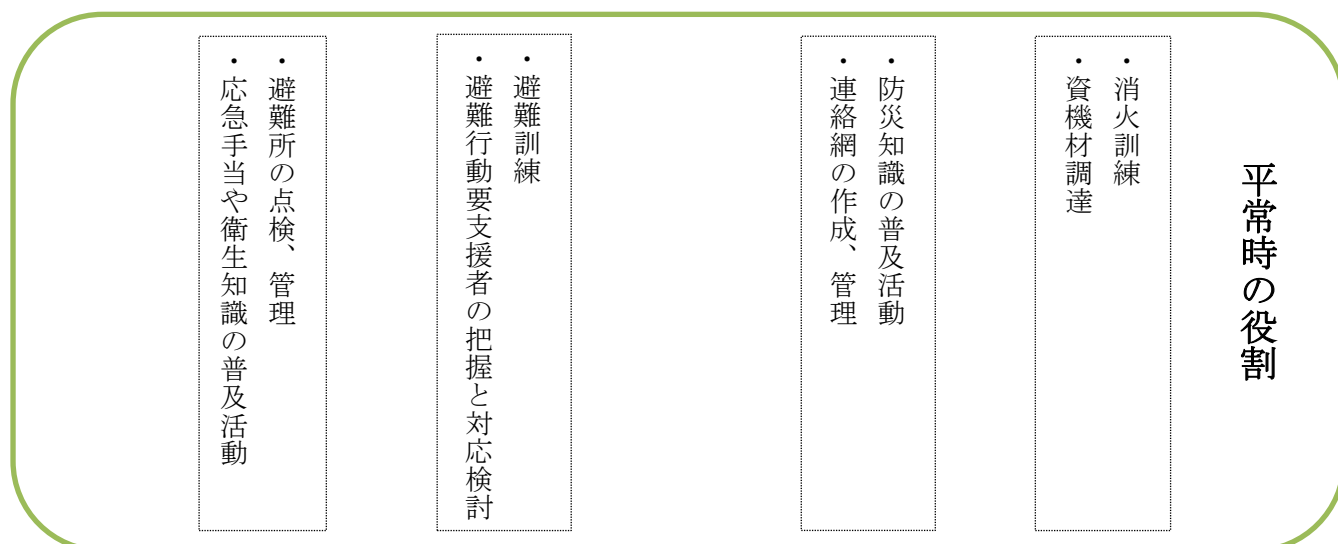
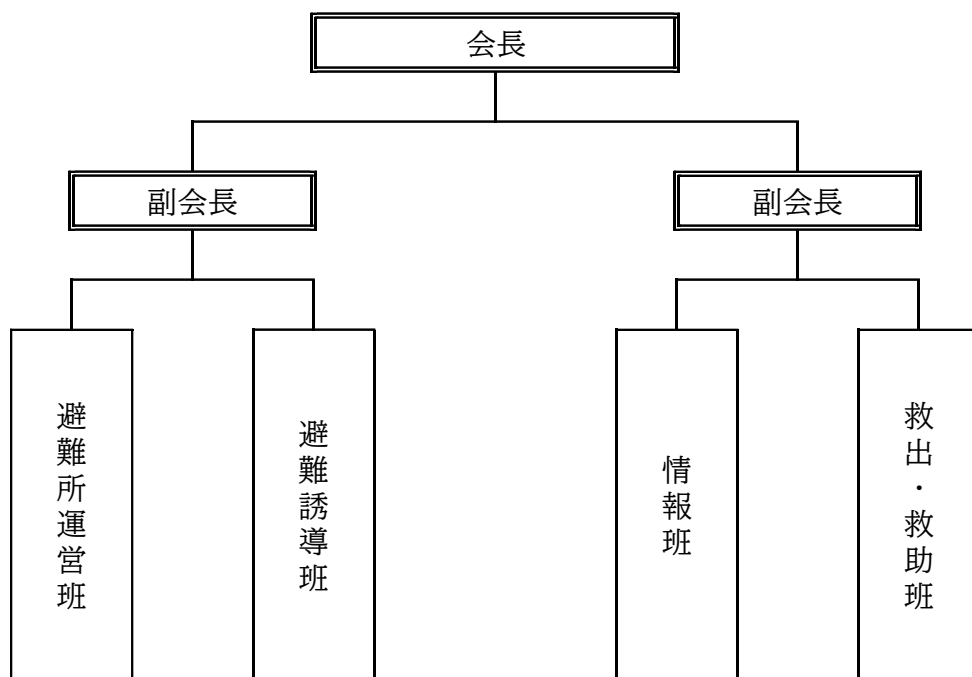
地域の実情に合わせた事業を記載してください。災害予防のための水路清掃（草刈りなど）を行う組織もあります。

自助を基本とし、組織の責任を明確にするための条文です。

班長、顧問（防災士資格取得者など）、監査役などの役員を置いている組織もあります。

総会は町内会の総会などに合わせて開催する組織もあります。

自主防災組織図・役割分担の一例



※上記は一例ですので、各地域の実情に合わせて工夫した活動を行いましょう。

3. 自主防災組織の活動にあたって

自主防災組織の活動には「こうしなければいけない」といった決まりごとはありません。災害の種別や地域の自然的・社会的条件、住民の意識等は地域によって様々であり、それぞれ独自の活動方法や工夫があって当然です。しかし、広く地域住民の参加と協力を得るためには、原則として押さえておくべきポイントがあります。



(1) 年齢を問わず楽しく参加できること

活動が重荷に感じないように、みんなが気軽に参加でき、関わりやすい楽しい活動を目指しましょう。



【子どもと一緒に避難所体験】



【地域住民で炊き出し訓練】

(2) 活動目標や内容が明確・適切であること

組織の活動目標を明確に設定し、その目標達成に向けて必要な活動を適切に行うことが大切です。

地域の実情に合わせた目標を立て、実際に活動を進めるなかで徐々に修正していく方法が良いでしょう。



活動目的

例①：地域住民の生命と財産の保護のために、隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、風水害、その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

例②：地域住民による互助の精神のもと、「自分のことは自分で守る・地域のことは地域で守る」を念頭に、風水害、その他の災害から住民の生命を守るための一時避難を目的とする。

4. 平常時の活動

自主防災組織における平常時の活動としては、災害時に個人又は自主防災組織が効果的な活動ができるよう、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、災害に備えることができるような活動が重要です。

災害時は行政や消防などの支援がすぐには届かないことがあります。地域を守るために、地域で何が必要なのか、何をすればよいのか、何ができるのかを考え、平常時に整理しておく必要があります。

また、地域住民の方が継続して参加でき、多くの方が家族で参加できるような活動であることが重要です。具体的な活動目標を立て、目標に向けた活動を行いましょう。

平常時の主な活動項目

- 防災知識の普及・啓発のため（防災研修会の開催、チラシの作成など）
- 地域住民の情報交換・共有（連絡網の作成、地区防災計画の作成など）
- 防災訓練（安否確認訓練、避難訓練、炊き出し訓練、避難所体験訓練など）

活動団体の声【平常時の活動で工夫している点】

- ・多くの人に参加してもらうため、地域のクリーン活動の後に防災訓練を実施する。
- ・気軽に参加できる地域の行事にあわせて防災クイズを実施し、防災意識の向上を図る。
- ・年1回の防災訓練に毎年参加してもらえるように、マンネリ化しないように毎年内容を変えている。
- ・地域内でも防災に対する温度差があるため、防災に関するチラシを作成し、地域住民全員に配布している。
- ・地域の行事に自主防災組織の役員が参加して、自主防災組織の活動を知ってもらう。
- ・防災への意識を持続させるために、定期的に継続して活動を行うようにしている。

ポイント

活動のなかで各個人及び各家庭での防災対策が基本であることをしっかりと伝え、自主防災組織の役割や活動を理解してもらうことが重要です。

普段の地域活動のなかに、防災に関する視点を加えることで、活動を継続しやすくなります。

個人情報の取り扱いを配慮したうえで、マイ・タイムラインなどの情報を自主防災組織で共有できれば、共助や公助の負担を軽減することもできます。

他の自主防災組織の活動内容の情報共有や防災意識の向上などのために、「高梁市防災士・自主防災組織等連絡会」が設立されています。（詳細については、防災復興推進課へお問い合わせください。）

(1) 活動の例

①マイ・タイムライン講習会の開催

マイ・タイムラインとは、台風や大雨による水害など、これから起こるかもしれない災害に対し、一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせて「いつ」「誰が」「何を」するのかをあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画のことです。

マイ・タイムライン講習会を開催し、地域住民がマイ・タイムラインを作成することで、防災意識の啓発・向上につながります。



※マイ・タイムライン講習会は、一般社団法人高梁青年会議所と市が協力して実施しています。

参加者の感想

- ・災害を我が身に置き換えて考えることができた。
- ・今まで全く考えていなかったが、災害時の行動を考えるきっかけとなった。

②地区防災計画の作成

災害発生時、自主防災組織や地域住民があわてず防災活動を行うために、地域の特徴を活かした災害時のルールを分かりやすく整理したものが、地区防災計画です。

地区防災計画は、なるべく多くの地域住民が関わり、意見交換や情報共有を行い作成することが重要になります。



※地域防災計画の作成にあたって、勉強会など要望があればご相談ください。

上記の2地区は、岡山大学の三村教授と氏原准教授にご指導いただきました。

参加者の感想

- ・地域の人と話をすることで、自分では思ってもいなかった地域の課題が分かり、みんなと情報共有することができて良かった。
- ・災害時に「誰が」「どのタイミング」「何を」するかを文書に整理でき、災害時の活動が分かりやすくなった。

③地区防災マップの作成

地区防災マップとは、市が作成する土砂災害警戒区域などが記載された防災マップ（ハザードマップ）ではなく、住民が地域を歩いて、危険な箇所や過去に災害が起こった箇所、井戸や消火栓などの災害時に役立つ場所などを住民が記入した地図です。

住民が地域のいろいろな人と一緒に話をしながら歩くことで、情報交換を行い、自分たちの住むまちを知り、防災に関する課題などを見つけることができます。

成美コミュニティ推進協議会（令和3年度岡山県備中県民局防災まちづくりモデル事業を活用）



参加者の感想

- いつ災害が発生してもおかしくない危険な箇所があることが判明し、災害に対する認識を改めるきっかけとなった。
- 自分一人では普段気が付かないことが、地域の人と一緒に話をしながら歩くことで、地域の危険箇所だけでなく、いろんなことに気が付くことができた。
- 管理ができていなかった水路が危険だと話になり、地域住民で草刈り等を行った。そして、地域でできない箇所は、市に要望を行った。

④資機材使用訓練

災害時に備え、地域で資機材を整備することも重要です。地域にとって何が必要なかを住民同士で協議し、補助金を活用して地域で購入してください。

そして、地域住民で何がどこにあるかを情報共有し、定期的に使用訓練を行うなど地域住民の誰でも使えるようになっておくことが必要になります。



参加者の感想

- 災害時に備えているものは初めて見るものだったので、実際に見て、使ってみて非常に参考になった。
- アルファ米の調理方法や味を知ることができて良かった。
- 防災意識が高まり、自宅の備蓄品について考えるきっかけになった。

⑤安否確認訓練

災害時に、地域内で安全確認ができない住民がいると地域全体が不安になりますので、地域の連絡網を整備するなどして、地域住民全員の安否状況が確認できる体制が整っておくと安心です。

そして、連絡先が変わっていないかの確認も含め、地域住民全員と連絡が取れるかの訓練を行うことが効果的です。



参加者の感想

- ・ 地域での指示系統が確認でき、災害時に役立つ。
- ・ 避難するということが意識できるようになった。

ポイント

連絡網を作成し、情報共有することが重要になります。固定電話と携帯電話の両方が把握できれば、災害時の安否確認がより確実にできます。

⑥避難所開設訓練

大規模災害時は、行政が開設できる避難所には限りがあり、市職員の配置も限りがあります。地域で避難所を決め、自分たちで開設できるようになっていると、迅速な避難が可能になり、地域の安心につながります。

受付方法の確認やパーティションの組立などを行うことで、災害時に「支援される意識」から「支援する意識」を持つきっかけになります。

※地域で避難所の開設を考えられるなら、「自ら避難」制度を活用ください。



参加者の感想

- ・ 避難所で使用する資機材を使ってみて、便利さと不自由さが分かった。
- ・ 避難所に何を準備すればよいか、現状、何が足りないのかを確認できた。

5. 災害時の活動

災害時は、まずは自分や家族の命を守り、安全を確保することが一番です。その後、可能な範囲で自主防災組織として活動してください。

災害時の自主防災組織としての活動は、初期消火、地域住民等の安否確認や避難誘導、応急救護、避難所開設、避難所運営、炊き出し等がありますが、地域の実情に合わせた活動を行きましょう。

また、災害時は行政や消防などの支援がすぐには届かないことがあります。災害時においては想定外の事態に見舞われ、訓練どおりにできない場合もあります。しかし、平常時から活動してきた団体とそうでない団体では臨機応変な対応にも大きな違いが生まれます。災害時の被害軽減のためにも平常時からの活動が大切になります。

設立団体の災害時の活動例

- ・地域住民の安否確認を行った。【←過去の安否確認訓練が役立った。】
- ・土のう積みとブルーシートで応急処置を実施した。
【←土のう作成訓練をしていたことが役立った。】
- ・地域で決めた避難所を開設し、運営した。
【←パーティションの組立訓練が役立った。】

ポイント

災害時に自力で避難ができない要支援者の方等の安否確認や避難誘導は、共助の目的の中でも大きな一つとされていますが、自主防災組織に責任を求めない配慮も大切です。

災害時には、行政職員や消防団員など各種業務や活動にあたらなければならない人もいます。当然、連携は必要不可欠ですが、地域に残り自主防災組織の活動に加わることが困難な場合にも対応できるような体制づくりをしましょう。

災害を経験した自主防災組織の声

・災害時には、想定外の事態に遭遇し、訓練どおりには行動できず臨機応変な対応が求められました。平常時の避難訓練にできるだけ多くの住民が参加し、継続反復することの重要性を学ぶとともに、家庭や近所単位で避難や安否確認の方法を考えておくことの大切さを痛感しました。

・避難について、以前にも大きな豪雨災害を受けているということもあり、避難はスムーズであり、人的被害がなかったことも幸いでした。地区のまとまりが良く、避難所での大きな不満や不服もなかったように思います。

・私たちは常に最悪の事態を考え、自助努力をすることの大切さも痛感しました。地元町内会では自主防災組織を設立していましたが、平成30年7月豪雨を機に地域住民の緊急連絡網の作成や、自力で避難が困難な人たちの把握に努めています。炊き出し訓練や危険箇所の点検なども必要です。

6. 「自ら避難」制度について

高梁市では、地域が自主的に避難所を開設し、地域住民の避難する場所を確保する「自ら避難」制度があります。自主防災組織などで登録ができますので、ぜひ登録してください。

(1) 市の指定避難所を登録（指定避難所の自主避難利用）

- ・市の避難所開設を待たずに、地域の判断で市の指定避難所を自ら開設し、利用することができます。
- ・災害時に必要に応じて、市から救援物資を供与します。

※防災ラジオは既に設置されています。

【登録指定避難所】7施設

高梁北コミュニティハウス、八長コミュニティハウス、高梁中学校、七地コミュニティハウス、福地農村生活改善センター、福地小学校、松原町コミュニティハウス、

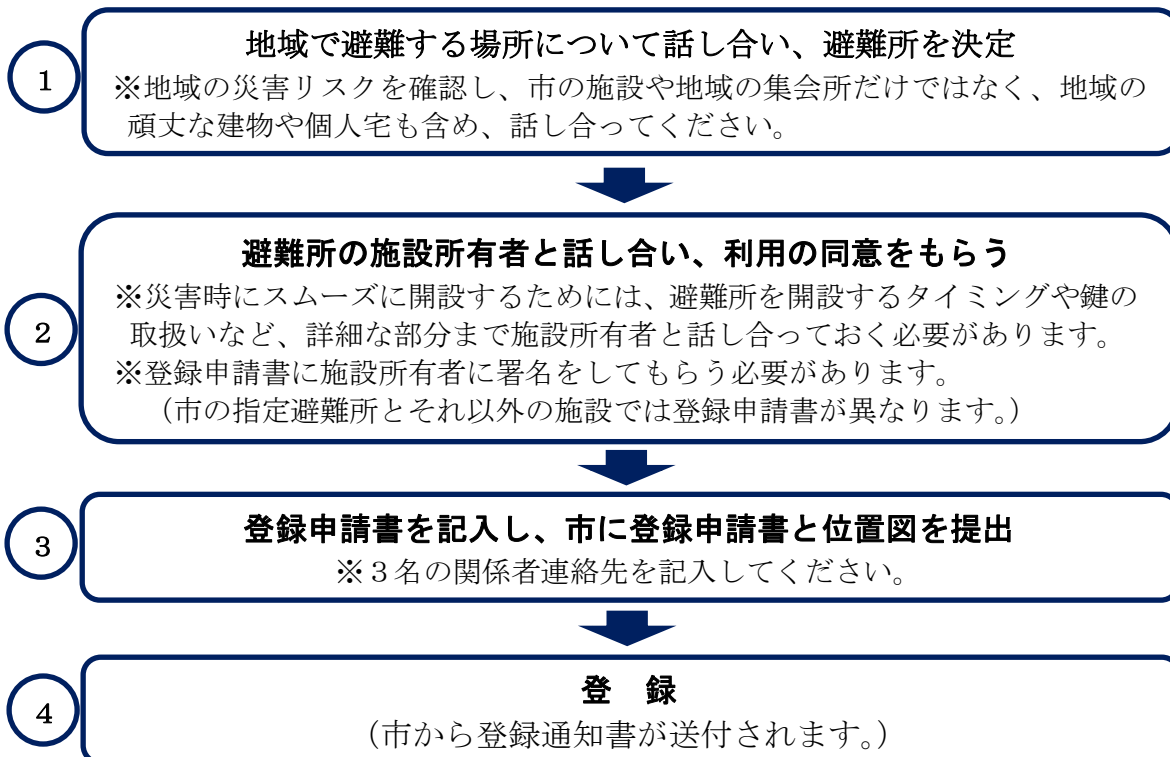
(2) 地域の集会所等を登録（届出避難所）

- ・地域の判断で、届出避難所を自ら開設し、利用することができます。
- ・災害時に必要に応じて、市から救援物資を供与します。
- ・防災ラジオを新たに設置することができます。

【登録届出避難所】6施設

肉谷集会所、北山公会堂、頼久寺、東営農生活改善センター、谷尻集会所、神崎集会所

登録の流れ



7. 自主防災組織活動促進事業補助金について

高梁市では、地域の防災力強化を目指して結成される自主防災組織の活動を対象に、次表のとおり補助金を交付します。

防災訓練補助 ※毎年申請可	加入世帯数×100円+10,000円【限度額 50,000円】 防災訓練に係る費用に対する補助
防災士養成補助 ※1年に1名分のみ ※毎年申請可	63,800円【限度額】 防災士資格の取得費用に対する補助（振込手数料や交通費等は除く） ※防災士養成講座受講料 55,800円+試験受験料 3,000円+登録料 5,000円 ※消防団の分団長以上の階級にある者等に対する減額措置といった特例もあります。
研修・啓発補助 ※毎年申請可	20,000円【限度額】 防災意識向上及び防災知識の普及啓発に係る費用に対する補助（講師料、資料の印刷代、チラシの印刷代など）
防災マップ補助 ※毎年申請はできず、3年空ける必要があります。	50,000円【限度額】 防災マップ作成に係る費用に対する補助（地図の印刷代など）
防災資機材整備補助 ※毎年申請はできず、3年空ける必要があります。	加入世帯数×200円+30,000円【限度額 100,000円】 ※2回目以降は半額 （加入世帯数×200円+30,000円）×1/2【限度額 50,000円】 災害時に地域で必要な備蓄品（食料、飲料水など）や資機材（発電機、毛布など）の購入費用に対する補助

活動に対する補助金になりますので、活動実績と領収書等がないと交付できません。また、活動内容や購入物品などについては、補助金の対象にならないものもありますので、事前にご相談ください。

※総会や役員会での飲み物等の購入費は対象にはなりませんので、ご注意ください。

活用者の感想

- ・自主防災会で会費などは集めていないため、チラシの紙代やインク代などの費用に補助金が使えて助かる。
- ・訓練を実施する際には、補助金が大変役立った。
- ・防災士養成講座の受講は、災害に対する知識獲得や認識を改めるなどの効果は多大なるものがあったと感じている。受講料が高額なため、補助金がないと受講することが難しいと思う。
- ・避難生活に必要なものなどを購入できたことはとても助かり、会員の防災意識も高まったと思います。
- ・最低限の防災資機材の整備ができ、感謝しています。
- ・非常食を購入することができ、地域で備蓄することができるようになり良かった。

8. コミュニティ助成事業（宝くじ助成）について

一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業としてのコミュニティ助成事業があります。この助成事業のなかに地域防災組織育成助成事業の「自主防災組織育成助成事業」があり、自主防災組織の防災活動に必要な設備等の整備に助成が行われます。

この助成は、30万円から200万円までの助成金を受けることができるため、市の自主防災組織活動促進事業補助金では購入が難しい資機材を購入する際に利用していただけだと思います。

ただし、助成を受けるためには、いくつかの要件を満たし、自治総合センターから助成決定を受ける必要があります。

助成金活用例

下大竹地域自主防災会（令和3年度）



（発電機、投光器×2）

仁賀地域自主防災会（令和4年度）



（テント×2、倉庫、発電機付投光器）

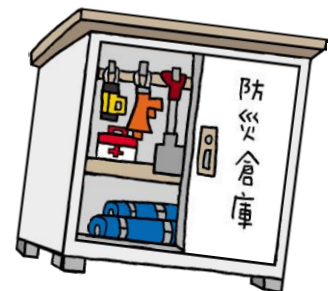
活用者の感想

- ・高額な資機材を購入することができ、非常に助かった。
- ・防災訓練時だけでなく、地域イベントの際も使用することで、多くの人に資機材のことを知ってもらい、防災意識の向上が図れている。

参考：自主防災組織での事前準備物等

自主防災組織で備えておくと役立つもの

- ・発電機・投光器・テント・イスや簡易ベッド
- ・スコップ・土のう袋・ブルーシート・資機材用倉庫
- ・懐中電灯・乾電池・携帯ラジオ
- ・カセットコンロ・ガスボンベ・鍋等の炊き出し用品
- ・水・備蓄食料・紙食器等
- ・簡易トイレ・トイレトーパー・救急セット



参考：高梁市地域防災力向上の目標・行動計画（抜粋）

全体目標	実施主体	目標の方向性	具体的な取組内容		支援・連携する市（公助）の取組
市民一人ひとりが自らの命を守る行動がとれる	市民（自助）	自分自身や家族の命を守るために、市民一人ひとりが自ら判断して避難行動を行う	a	マイ・タイムライン作成	①
			b	避難行動のための情報入手	② ③ ④
			c	非常持出品の準備	⑤
			d	防災講座や学習会等への参加	⑤
			e	防災訓練への参加	⑥
			f	防災教育の受講	⑤
			g	防災士資格の取得	⑩
			h	個別避難計画の作成	⑪
	地域（共助）	市民一人ひとりの避難行動を後押しし、地域で互いに助け合って地域の安全を確保する	A	自主防災組織の設立	⑧
			B	防災士・自主防災組織等連絡会の活動	⑤
			C	自主防災組織活動促進に向けたワークショップ受講	⑤ ⑨
			D	地区防災計画の策定	⑤ ⑨
			E	防災マップの作成	④ ⑤ ⑨
			F	自主防災組織等による防災学習会開催	① ⑤ ⑨
			G	自主防災組織等による防災訓練実施	⑥ ⑦ ⑨
			H	自主防災組織等による避難所の自主運営	⑦
			I	避難行動要支援者の個別避難計画に基づく避難支援	⑪
	市（公助）	災害から市民の命が守られるよう、市民の適切な避難行動を促進させるとともに、市の災害対処能力を向上させる	①	マイ・タイムライン作成支援	
			②	情報伝達手段の多様化・広報	
			③	河川監視カメラの追加整備・広報	
			④	ハザードマップの電子化	
⑤			防災講座や学習会の開催		
⑥			防災訓練の開催		
⑦			避難所運営マニュアルの策定・配布・運用		
⑧			自主防災組織設立に向けた説明会の開催		
⑨			自主防災組織活動促進に向けた補助		
⑩			防災士資格取得への補助		
⑪			避難行動要支援者名簿の管理システムを活用した個別避難計画の作成		

本計画は、市民（自助）、地域（共助）、市（公助）それぞれが具体的な取組を進め、全体目標「市民一人ひとりが自らの命を守る行動がとれる」を達成することを目指しており、市民の取組(a～h)と地域の取組(A～I)を市の取組(①～⑪)により支援・連携する仕組みとなっています。

※計画の詳細については、右のQRコードより確認ください。



【市ホームページ】

参考：市内自主防災組織一覧

	組 織 名	設立年月日	世帯数（設立時）
1	七地自主防災会	平成27年8月4日	104世帯
2	高倉地域自主防災会	平成27年10月1日	250世帯
3	玉川地域自主防災会	平成27年10月9日	250世帯
4	八長自主防災会	平成28年5月14日	124世帯
5	津川地域自主防災会	平成28年5月25日	483世帯
6	宇治地域自主防災会	平成28年6月1日	301世帯
7	松原地域自主防災会	平成28年9月1日	344世帯
8	川面地域自主防災会	平成28年9月30日	378世帯
9	原田北町2区地域自主防災会	平成28年10月1日	35世帯
10	奥万田町自主防災会	平成29年2月27日	39世帯
11	上谷町内会自主防災会	平成29年4月23日	60世帯
12	浜町町内会自主防災会	平成29年6月10日	50世帯
13	下大竹地域自主防災会	平成29年7月1日	70世帯
14	中井地域自主防災会	平成29年9月1日	420世帯
15	北山町内自主防災会	平成30年4月1日	160世帯
16	高梁北コミュニティ自主防災会	平成30年4月1日	102世帯
17	新張丁自主防災会	令和元年11月1日	22世帯
18	福地地区自主防災会	令和2年2月16日	113世帯
19	伊賀町町内会自主防災会	令和2年4月1日	11世帯
20	古町上ノ丁町内会自主防災組織	令和2年7月1日	48世帯
21	仁賀地域自主防災会	令和2年7月22日	105世帯
22	谷尻大原自主防災会	令和3年8月28日	12世帯
23	有漢地域第5地区自主防災会	令和3年10月1日	119世帯
24	平川地域自主防災会	令和3年11月30日	234世帯
25	山本上町内自主防災会	令和4年12月1日	24世帯
26	東枝自主防災会	令和5年4月2日	35世帯
27	中三自主防災会	令和5年7月1日	111世帯
28	巨瀬町塩坪自主防災会	令和5年9月1日	46世帯

本マニュアルは、高梁市地域防災力向上委員会で審議いただき、作成いたしました。
以下、作成にご尽力いただいた機関（50音順）

- ・ 一般社団法人高梁青年会議所
- ・ 岡山県備中県民局
- ・ 岡山大学／岡山大学大学院
- ・ 岡山地方気象台
- ・ 株式会社吉備ケーブルテレビ
- ・ 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
- ・ 社会福祉法人高梁市社会福祉協議会
- ・ 高梁市教育委員会
- ・ 高梁市消防団
- ・ 高梁市消防本部
- ・ 高梁市内各自主防災組織
- ・ 高梁市民生委員児童委員協議会
- ・ 高梁中央公民館
- ・ 日本防災士会岡山県支部

<問い合わせ先>

〒716-8501 高梁市松原通2043

高梁市防災復興推進課

☎ : 0866-21-0246 Fax : 0866-23-1555

E-mail : bosai Fukko@city.takahashi.lg.jp